

倉敷記念病院介護予防通所リハビリテーション 料金表

【2023年度改定】

基本料金	要支援 1	令和 3 年改定後の利用開始から 1 2 月の間	2,053 円/月
		令和 3 年改定後の利用開始から 1 2 月超	2,033 円/月
	要支援 2	令和 3 年改定後の利用開始から 1 2 月の間	3,999 円/月
		令和 3 年改定後の利用開始から 1 2 月超	3,959 円/月
加算料金	生活行為向上リハビリテーション実施加算		562 円/月
	若年性認知症利用者受入加算		240 円/月
	運動器機能向上加算		225 円/月
	栄養アセスメント加算		50 円/月
	栄養改善加算		200 円/月
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 円/月
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 円/月
	口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 円/月
	選択式サービス複数実施加算(Ⅰ)		480 円/月
	選択式サービス複数実施加算(Ⅱ)		700 円/月
	事業所評価加算		120 円/月
	科学的介護推進体制加算		40 円/月
	同一建物減算	要支援 1	-376 円/月
		要支援 2	-752 円/月
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	要支援 1	88 円/月
		要支援 2	176 円/月
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 47/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 20/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 10/1000	

その他の料金

○食費 650 円/回

○おしめ代 (デイケアから提供した場合)

・パット 50 円/枚 ・紙パンツ 200 円/枚

○創作活動等でキット等を使用する場合材料代を請求させていただくことがあります。

○制度改正や体制の変更等の理由により基本料金や各種加算料金の変更がありますので、その時にはお知らせいたします。

○また利用されるサービス内容や回数によって利用料金を変更します。

○お支払いは月払いとなっています。毎月中旬に請求書を発送し、毎月 27 日には口座引き落としとなります。

各種加算説明

■生活行為向上リハビリテーション実施加算

○日常生活の動作や家事や趣味といった活動、家庭の中や地域への社会参加などの生活行為の向上に焦点をおき、自宅などの実際の生活場面における具体的な評価指導を起算月から 6 ヶ月間毎月 1 回実施します。

■運動器機能向上加算

○理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとの運動器機能向上計画を作成し、1 ヶ月ごとに評価・見直しを行います。

■若年性認知症利用者受入加算

○若年性認知症の利用者様を受け入れ利用された場合に算定します。

■栄養アセスメント加算

○管理栄養士が介護職員等と共に栄養アセスメントを行います。

■栄養改善加算

○低栄養の状態の利用者またはそのおそれのある利用者に対して、医師、管理栄養士、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとの栄養ケア計画を作成します。利用者様の栄養状態を定期的に記録し、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に

■口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ)

○口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行います。

■口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)

○医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成します。口腔機能向上サービスを提供し実施記録を作成します。定期的に指導計画の進捗状況を評価します。

■選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

○ご利用者様の心身機能の改善効果を高めるため、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち2種類を組み合わせて実施した場合に算定します。

■選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

○ご利用者様の心身機能の改善効果を高めるため、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち3種類を組み合わせて実施した場合に算定します。

■事業所評価加算

○厚生労働大臣の定める基準に該当する事業者が対象となります。

■科学的介護推進体制加算

○ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に情報を、厚生労働省に提出し計画を見直すなど活用しています。

■同一建物減算

(せいわ住宅型にご入居の方)

○通所リハビリの事業所と同一建物に入居されている方がその事業所のサービスを利用された場合、送迎加算分を引くことになりました。

■サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

○介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上で、手厚いケアを提供します。

■介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

■介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

■介護職員等ベースアップ等支援加算

○介護職員の確保と適正なサービスを提供するために設けられました。

○金額は利用された月の基本サービス費と加算・減算の合計に7.7%額となりますので、毎月のご利用状況によって金額が異なってきます。

お問い合わせ

倉敷記念病院 通所リハビリテーション

相談員または事務担当 ☎ 086-460-0020